

別添 1

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の
一部を変更する協定

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と阪神高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙1 - 1を次のとおり改める。

別紙 1 - 1

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大和川線

(大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市堺区築港八幡町 から
大阪府松原市三宅西七丁目 まで

(ロ) 延 長 9.1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 まで	60	0.6	
大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	80	8.5	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ハ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

-

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル (土工部)
2.25メートル (橋梁部)
2.70メートル (掘割部)

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速湾岸線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝ジャンクション(仮称)
都市計画道路築港天美線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝出入路(仮称)
一般国道26号	堺市堺区南島町一丁目付近	立体接続	鉄砲西出入路(仮称)
一般国道26号	堺市堺区鉄砲町付近	立体接続	鉄砲東出入路(仮称)
大阪府道大阪高石線	堺市北区北花田町三丁目付近	立体接続	常磐西出入路(仮称)
大阪府道大阪高石線	堺市北区常磐町三丁目付近	立体接続	常磐東出入路(仮称)
都市計画道路堺松原線	松原市天美北一丁目付近	立体接続	天美出入路(仮称)

(4) 工事予算 275,638百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

イ 大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府堺市北区常磐町一丁まで
平成11年10月15日

ロ 大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで
平成25年4月1日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

工事の完成予定年月日

平成27年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

247,922百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 238,062百万円) (消費税込み)

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成19年11月30日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢山 廣直

阪神高速道路株式会社
代表取締役会長 田中 宰